

(別表1-2) 事業ごとの設置工事に係る補助金交付上限額

(単位:万円)

事業の種類		1. 高速道路SA・PA及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)					2. 商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業 (目的地充電)					3. マンション及び事務所・工場等への充電設備設置事業 (基礎充電)										
設置場所の例		高速道路等のSA・PA					商業施設・宿泊施設等					分譲・賃貸マンション等					従業員駐車場、社有車駐車場					
対象となる充電設備		急速					急速					急速					急速					
駐車場の形態		急速					急速					急速					急速					
充電設備の補助率		定額					1/2					1/2(2/3) *1					1/2					
工事区分及び補助対象経費となる工事費		定額					定額					定額					定額					
(1) 充電設備設置工事費		原則、充電設備1基あたりの工事の補助上限額を示す																				
① 充電設備設置工事費	ア.基礎工事費	25	15	50		50	15	15	50		50	15	15	50		50	15	15	50		50	
	イ.本体搬入費 ()は、離島の場合 *2	3(8)	1(4)	1(4)			1(4)	1(4)	1(4)			1(4)	1(4)	1(4)			1(4)	1(4)	1(4)			
② 電気配線工事費	原則、50mまでとし別途充電設備毎、工事内容毎にセンターが上限を定める	130	65	120	65	120	65	65	120	65	120	65	65	120	65	120	55	55	120	55	120	
③ 高圧受変電設備設置工事費	高速道路等のSA・PAへの設置工事のみ																					
④ 特別措置に基づく受電工事費	急速充電設備を設置した場合に限る	95					40					40										
(2) 案内板設置工事費		原則、1申請あたりの補助上限額																				
① 案内板		12	12	12	12	12	12	12	12	12	12											
(3) 付帯設備設置工事費		原則、充電設備1基あたりの工事の補助上限額を示す																				
① 充電スペースのライン引き		5	5			5																
② 路面表示		15	15			15																
③ 屋根	一つの充電スペースに屋根と小屋を重複して選択はできない。	30	30				30	30				30	30									
④ 小屋		45	45				45	45				45	45									
⑤ 充電設備防護用部材		8	8	20	8	20	8	8	20	8	20	8	8	20	8	20						
⑥ 電灯		5	5			5						5	5			5						
(4) その他設置に係る費用		原則、1申請あたりの補助上限額																				
① 雑材・消耗品費、養生費		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	3	3	3	3	3	
② レイアウト検討・図面作成費	図面作成費	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	
	レイアウト検討費	10	25	10	20	10	20	10	25	10	20	10	20	*5 45	60	*5 45	55	*5 45	55	*5 45	55	
	電力会社立会・協議費 *3	5					5					5					5	15	5	15	5	15
③ 安全誘導員費		15	15	10	15	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	3	3	3	3	3	
④ 停電回避費	高速道路等のSA・PAへの設置工事時のみ																					
⑤ 充電スペース造成費	高速道路等、道の駅、およびマンション等の内既設分譲マンションへの設置工事でセンターが認めた場合	50	50			50						30	30			30						
⑥ (1)~(3)の工事にかかったその他労務費	現場監督費、世話役等の労務費	17	14	8	14	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	5	5	5	5	5	
補助対象経費の合計額		*4 5000	460	278	249	214	245	237	192	249	128	245	295	250	272	186	268	100	100	200	81	196

*1 V2Hのみ補助率は2/3とする。

*2 離島とは、国土交通省が定める、本州、北海道、九州、四国、沖縄本島の5島を除く島をいう。

*3 急速充電設備で特別措置の受電を行う場合のみ適用する。

*4 特別な仕様に基づく工事の場合に適用する工事全体の上限額を示す。

*5 既設分譲マンション等に設置する場合のレイアウト検討費の上限額とする。新設の分譲マンション等、賃貸マンション等においては、10万を上限額とする。

(注) 複数の充電設備の設置工事における「設置工事」の補助金交付上限額については、別にセンターが定める。